

令和 6 年 6 月 4 日

第 1 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後6時開会

○人権・男女共同参画課長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。また、日頃より世田谷区の男女共同参画及び多文化共生の施策に御理解、御協力をいただきまして重ねて御礼申し上げます。

後ほど委員の皆様には委嘱状の交付、そして会長、副会長の互選をさせていただきますが、会長が決まりますまで進行を私のほうで務めさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○生活文化政策部長 皆様、こんばんは。本日は大変お忙しい中、また、こういった夕刻の時間の中で御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。

まずは、日頃より世田谷区の男女共同参画並びに多文化共生の施策、重ねて様々な場面で皆様方の御協力、御理解を賜りまして、この場を借りて御礼を申し上げます。

今回は、5月31日付で委員の委嘱がございまして、改選後初めての審議会となっております。区民委員の皆様にも3月中旬から公募を行いまして、2名の方が改めて選出されたところでございます。昨年度から引継ぎの委員の皆様、また、今期より新たに加わった委員の方々、2年間どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日ですけれども、令和6年度第1回目の審議会でございます。各部会委員及び部会長の指名について、協議事項が1件、報告事項が6件ございます。まず、男女共同参画からは（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について、また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について、男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について、多文化共生の分野からは、「世田谷区第二次多文化共生プラン」についてが1件、最後は令和5年度の苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について。これらについて今日議題としてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

委員の皆様には、毎回お願いしていることですが、忌憚のない御意見等を頂戴できればと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

それでは、進行を進めてまいります。

まず、会議開催に際しまして3点御案内させていただきます。

まず1点目、この審議会は傍聴を認めておりまして、公開で行っております。2点目、審議会での議事につきましては、議事録や当日の資料等を区のホームページで公開をいたします。そのため、本日も速記業者が入っております、録音をさせていただいております。それから3点目、最後でございますが、内部の記録用としまして写真の撮影をさせていただく場合がございます。以上、この3点につきまして御了承くださいますようお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないというふうに規定をされております。本日にしましては委員13名に御出席いただいておりますので、会議は成立をしております。

それでは、委嘱状の交付に入ります。本来でございますれば、皆様お1人お1人にお渡しをさせていただくべきところでございますが、本日は時間の都合上、皆様の机上に配付させていただいております。大きめの茶封筒の中に入っておりますので、御確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。任期は令和6年5月31日から令和8年5月30日までの2年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事に入る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。机の上の資料を御確認ください。まず、表紙に次第、資料1、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会委員名簿、資料2、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について、資料3「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」部会構成委員（案）、資料4（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について、資料5、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応について、資料6、男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施について、資料7「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況について、資料8「世田谷区第二次多文化共生プラン」について、資料9「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」第11条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和5年度）、資料10、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会年間予定表（案）、最後に意見集約票でございます。

また、お席にありますファイリングボックスに、それぞれ条例等、規則、冊子等がございますので、御参照いただければと存じます。

皆様、資料のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、次第3に参ります。各委員及び事務局の紹介に進みます。

資料1の名簿を御覧ください。名簿の順番で御紹介をさせていただきます。

私のほうから御紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

以上の委員の皆様でございます。

○人権・男女共同参画課長 続きまして、事務局を御紹介いたします。

(事務局紹介)

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の4を御覧ください。会長と副会長の選出となりますが、その前に、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び部会につきまして、担当係長より簡単に御説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、資料2、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会について御説明申し上げます。

1の設置根拠でございます。世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第10条(2)、同条例施行規則第2条から第6条、本審議会についての概要でございますけれども、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議することを目的に、区長の附属機関でございます。区長の諮問に応じまして行動計画に関すること、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関する事項について調査審議し、区長に対して意見を述べていただきます。

(2)委員についてでございますが、学識経験者、区内に住所を有する者、その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱しまして、人数は15名以内。内訳ですけれども、学識経験のある方6名以内、区内に住所を有する方、関係団体の代表及び関係行政機関の職員9名以内となっておりまして、任期は2年となりまして、再任可能となっております。

(3) 部会についてですが、審議会には男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため、または調査審議を効率的に行うため、部会を設置してございます。部会には男女共同参画推進部会、多文化共生推進部会がございます。

(4) 審議会・部会の開催予定について。審議会は年間2回から3回、部会はそれぞれ2回から4回程度の開催を予定しております。令和6年度の開催予定につきましては資料10で御説明いたします。

また、裏面には条例と条例の施行規則を載せていただかせておりますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

○人権・男女共同参画課長 それでは、ここで会長と副会長の選出に入りたいと思います。

ただいま御覧いただいた資料2の裏面にあります、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則(抜粋)の第3条を御覧ください。

会長につきましては皆様の互選、副会長については会長の指名ということで選出することとなっております。

まず、会長につきまして適任と思われる方を御推薦していただきたいと存じます。どなたか御推薦をいただけませんかでしょうか。

○加藤委員 はい。

○人権・男女共同参画課長 委員、お願いいたします。

○加藤委員 江原委員が適任だと思いますので、前年度に引き続き江原委員にお務めいただくよう、推薦したいと思います。

○人権・男女共同参画課長 ただいま委員のほうから、会長に江原委員をという御推薦がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

では、江原委員を会長に選出する意見に皆様、賛成ということでございますので、会長職は江原委員に決定をさせていただきたいと思えます。

江原委員、どうぞ前の会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。

〔会長席に着く〕

○人権・男女共同参画課長 それでは、早速でございますが、会長から就任の御挨拶をいただければと存じますが、会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○会長 皆様、先ほどは推薦及びそのことについて賛成いただきまして、ありがとうございました。この審議会は大変重要な審議会だと思いますので、効率的かつ活発な御意見をいろいろいただくために、円滑な議事進行に努めたいと思います。皆様、御協力のほどよろしく願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事は会長にお願いいたしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、副会長のほうの選出を行いたいと思います。

先ほどの条例がありましたね。そこのところのあれによりまして、副会長については会長が指名するというふうに条例施行規則のほうに規定されているということでございますので、私のほうから指名させていただきます。

副会長は山脇委員にお願いしたいと思います。山脇委員、よろしいでしょうか。よろしいければ副会長席のほうにお移りいただければと思います。

○山脇委員 はい。お受けいたします。

〔副会長席に着く〕

○会長 それでは、副会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副会長 今期も前期に引き続き、全力を尽くして取り組んでいきたいと思います。今回新たに公募委員として委員に加わっていただきました。先ほどのお話だと多文化共生分野でも御経験をお持ちだということで、また新たな視点を入れて活発に議論を進めていきたいと思います。

1月に多文化共生のシンポジウム、区長も交えて行いまして、そこでいろんな課題の指摘もあったので、今回の部会の中でそういった課題も取り上げていければと思っています。

公募委員も含めて、今回、多文化共生部会は8名のメンバーですけれども、外国人の委員の方が、今期も1名ということで、少ないかなと感じております。今後の課題として、外国人委員の方が増えることが望ましいと思っています。

以上です。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、次第5の(1)です。協議事項のほうに進ませていただき

ます。

次第5の(1)は各部会の委員及び部会長の指名です。このことにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料3の部会構成委員（案）を御覧ください。こちらは事務局で作成しました案でございます。皆様に男女共同参画推進部会、あるいは多文化共生推進部会のいずれかに属していただきたいと思います。

こちらの資料を参考に皆様の御意見、御希望等をお聞きしながら決定していければと思っております。部会構成員が確定しましたら、各部会より1名、部会長を選任していただきます。なお、公募委員のお2人におかれましては、区民目線で広く御意見を頂戴したく、両部会への所属をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局からは以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明について御質問、御意見ございますでしょうか。ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

変えてもいいんですよ。ひっくり返すとか、両方出ますとか、ほかにないですか。両方出ていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、よろしいですか。今のこの案で。

それでは、部会の委員は原案のとおりに決定いたします。

続きまして、部会長の選任のほうに移りたいと思います。部会長につきましては、条例施行規則第6条により、会長の指名する委員をもって充てるとございますので、私より指名させていただきます。

男女共同参画推進部会の部会長は会長の私が、多文化共生推進部会の部会長を副会長にお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（ 異議なし ）

○会長 皆様、よろしくをお願いいたします。

次に、次第の5の(2)に進ませていただきます。協議事項は以上で終わりでございます。

本日は、この後、報告事項がかなりございますので、それが主要なお話になるかと思えます。

それでは、早速ですが、5の(2)の報告事項の中の①（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例骨子について御報告を受けたいと思います。

事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 私からは資料４を御報告させていただきますが、着座での報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、資料４を御覧ください。令和６年４月２４日の日にちになっておりますが、これは区議会区民生活常任委員会へ報告したときのもので、その資料をそのまま本日の資料とさせていただきます。

犯罪被害者等支援条例につきましては、令和７年４月の施行を目指して、学識経験者、犯罪被害当事者、弁護士、支援機関、人権擁護委員などで構成される犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会を中心に議論、検討を進めてございます。このたび条例骨子を取りまとめましたので、報告するものでございます。

条例につきましては理念的な要素も多いため、条例に掲げる支援策を具現化した運用方針も併せて策定する予定でございます。

資料４の１ページを御覧ください。３として、（仮称）世田谷区犯罪被害者等支援条例に向けた基本的な考え方になります。この考え方に基づき、条例を現在検討しているところでございます。

２ページを御覧ください。４として、第１回から第３回までの犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会での主な意見をまとめてございます。後ほど御確認いただければと思います。

３ページ目を御覧ください。今後のスケジュールです。現在、当事者との意見交換ですとか関係支援機関への聞き取りなどを行っているところで、今後、夏に向けて条例骨子を条例素案にブラッシュアップするよう検討をしているところでございます。９月には条例素案に基づくパブリックコメントを実施する予定です。また、１２月、この資料では１１月となっておりますが、１２月１５日には烏山区民会館ホールで犯罪被害者支援に関するシンポジウムを開催する予定でございます。詳細が決まりましたら、また御報告させていただきますと思います。その後、３月の議会で議決をいただければ、令和７年４月からの施行となります。

本日は別紙１で条例の骨子、別紙２で運用方針の第１次をおつけしておりますが、時間の関係もありますので詳細な御報告は割愛させていただきますが、運用方針のみ、少しお時間いただければと思います。

別紙２の１ページを御覧いただければと思います。運用方針でございます。３に早期回

復・生活再建に向けた支援策について記載がございます。条例制定のほか、ここに記載の相談費用の助成ですとか経済的支援、日常生活に伴う支援、居住支援など、併せて検討しております。次回の審議会には、もう少し具体的な支援策が報告できるのではないかと考えております。条例骨子につきましては、お時間のあるときにぜひ御覧いただき、御意見などございましたら事務局までお願いできればと思います。

私からは以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

大変短い時間で、まだお目通しいただくのは大変かと思いますが、今の御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

スケジュールみたいなものは、ちょっとお示しいただいておりますので、これからパブリックコメントとか、先ほどありましたようなシンポジウムとかをやって、条例案が提案されて条例になっていくということでございます。

いかがでしょうか。

では、1つだけよろしいですか。私からするのも変ですが、骨子についてということで、最初の3の2ページ目のところの4ですね。2ページ目の犯罪被害者等支援条例あり方検討委員会での条例に関する主な意見というものがございますが、この主な意見というのは、大体条例の中で実現していくような方向で検討されていると思ってよろしいんでしょうか。ちょっとそのあたり。

○事務局 はい。そのとおりでございます。

○会長 そうですか。どうもありがとうございます。そういう方向で検討しているということで、お読みいただければと思います。

あと、ございますでしょうか。いかがでしょうか。

なかなか犯罪被害者の方々の状況というのは、いろいろ新聞記事、その他にも出ていまして、さらに厳しいところがございますので、よく自治体その他での支援等というのが非常に、一番基礎的な自治体ですので、重要な役割を果たしてまいりますので、いい条例になるといいなと思っております。

これは御意見を、皆様うちに帰ってよく読まれて、何かここがあったと言ったら御連絡、御意見出せるんですね。

○事務局 はい。

○会長 よろしいでしょうか。

十分目を通す時間が、今のところちょっとなかったかと思いますが、お時間があるときに目を通していただいて、また御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

今日は報告事項が大変多いので、先のほうに進めさせていただきます。

それでは、次に報告事項②に進ませていただきます。報告事項②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う対応についてでございます。これにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料5を御覧ください。こちらの資料につきましては先ほど同様、常任委員会で報告した資料をそのまま使わせていただいております。5月24日の日付のものでございます。

まず、こちらについては初めての報告となりますので、こちらの法律の趣旨について簡単に御説明させていただきます。

令和6年4月から施行された、こちらの法律に伴う今後の区の対応について報告するというような内容でございます。この法律は、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする旧売春防止法に基づいた婦人保護事業をそこから切り離し、女性の人権の保護、福祉の増進や自立支援等の視点を刷新し、支援対象者が意思を尊重されながら、きめ細やかで寄り添った継続的な支援を受け入れることにより、その福祉が増進され、安心かつ自立して暮らすことのできる社会の実現を目的として制定されたものであるということでございます。

売春防止法につきましても現在も存続しておりますが、その一部を切り離して新法として成立したものでございます。

この法で言う困難な問題を抱える女性というのが米印で書かれております。法第2条において、性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、そのおそれのある女性を含むとなっております。2のこれまでの経緯は記載のとおりでございます。

3につきまして、そちらの法の中で区の役割としてどんなものを求められているかというところでございます。市区町村は、支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となり得る児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする

支援を包括的に提供するという定義となっております。

おめくりいただきまして、裏面を御覧ください。4は今後の区の実施です。国の基本方針と東京都の基本計画に基づいて、区の基本的な方針を策定するとともに、支援策の現状、今ある支援策を可視化し、庁内関係部署と連携して包括的な支援の提供を目指します。また、都の基本計画を踏まえながら、区としてすべき支援策も検討してまいります。その検討体制をお伝えいたします。5の検討体制イメージを御覧ください。この検討のために困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会を組織いたしました。構成は、学識経験者と関係所管となっております。関係所管につきましては、福祉所管全般と、それ以外にも関係する所管となっております。学識経験者につきましては、こちらを御覧ください。こちらは「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」ということで、特別区長会調査研究機構が令和5年度に行ったものです。世田谷区から提案して行われた調査研究でございます。この中で、実は会長がこちらのリーダーとして研究していただいております。会長と、副座長に同じく副リーダーをやっていた、2人の先生を交えて検討会を立ち上げたところです。

先週の金曜日、5月31日に第1回目の検討会を開催いたしました。その中では各所管から我が事として捉えた御発言をいただいたところを報告させていただきたいと思っております。こちらの審議会につきましては、検討会で行った内容を、こういった形で報告をさせていただき、意見、御提言をいただきたいと思いますと思っております。

6に今後のスケジュールを示しております。5月31日、第1回を行いまして、本日審議会にて報告。これを繰り返しながら、3月末には基本的な方針を策定していきたいと考えております。

報告は以上になります。よろしく申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

○事務局 会長、申し訳ございません。1点補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

こちらは、まず基本的な方針を、この3月末までに策定するというふうに、今、報告をさせていただいたところですが、行く行くは世田谷区第三次男女共同参画プランの中で内包するような計画として、国のほうから、努力規定で基本的な計画を定めるように努めなければならないというふうにされているんですけれども、その部分について第三次男女共同参画プランの策定とともに策定をしていきたいと考えているところでございます。な

ので、まず、この３月までに基本方針を策定して、その方針を運用する中で、またこの後、報告がございますけれども、基礎調査、今年度から区民意識・実態調査等も始まってまいりますので、そういった意識調査を、第三次プランに向けての意識調査とか、そういった事前調査も含めながら、運用方針を運用しながらまとめてまいりたいと思っております。その際には審議会の委員の皆様にも様々御意見等をいただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

失礼いたしました。私からは以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

御説明と補足ということで、こちらのほうの説明は終わりましたが、今の御説明についての御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。どなたでも結構です。

○加藤委員 すみません。大変細かいことで恐縮なのですが、検討体制イメージの図を見ていて、支援あり方検討委員会に対して、この当審議会の関係は報告をいただいて意見、提言をするという双方向の矢印が書かれているんですけども、右上のDV防止ネットワーク代表者会議からは、意見だけもらって報告はしない。そっちの矢印はないんですけども、これは関わり方は違うんでしょうか。教えてください。

○会長 この２つの関わり方、審議会と代表者会議の関わり方は違うのかという御質問ですが、いかがでしょう。

○事務局 回答いたします。

DV防止ネットワーク代表者会議というのが、配偶者暴力防止法に基づく会議体でございます。現在はそういった位置づけですが、こちらのDV防止ネットワーク代表者会議の構成メンバーの皆様が、今後、この困難な問題を抱える女性への支援のあり方の中で定めるようになっております支援調整会議に関わるところのメンバーと、かなり同一、性質の似たものでございますので、今年度については、来る７月１７日に行う予定となっております。そこに、こちらの困難な問題を抱える女性への支援についての法律について材料として出させていただく予定でございます。

ということで、今年度につきましては、DV防止ネットワーク代表者会議で御検討いただいた意見を検討会の中に取り入れるというような構図でございます。よろしいでしょうか。

○会長 よろしいですか。

○加藤委員 はい。

○会長 何かこれは大変難しい。いろいろ入り組んでいて法律的に難しいですが、もともと売春防止法の一部を切り離して、こういうような形の法にしているんですね。国がつくった法なんですけれども、それに従いまして東京都のほうも検討、どういうふうにするかということで、もう方向を出しておりますので、それに従いまして区としても対応することを求められているという形でございます。

法そのものについてでも結構ですし、それにつきまして、区の役割についてどう考えるかといったことや、今後の区の実組、また検討体制等、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

何となく、ちょっと分かりにくいでしょう。売春防止法の話が何でこういう話になるのという。これまでの売春防止法では、女性が非常に困って、生活のために仮に売春をしたとか、そういうことでも、その人は、ほぼ指導の対象だったんですね。要するに、悪いことをしているから、ちゃんと指導しようという枠組みで、その人に対して支援をするわけじゃないんですよ。むしろ、そういう悪いことをする女は、ちゃんと指導しなきゃいけないという枠組みの中でしか対応してこなかったんですけども、非常に生活的に困難を抱えたり、性暴力に遭ったりして困っている人たちがちゃんと支援を受けられるような、そういう法律をつくらうということで、そこから切り離して、売春防止法から切り離して、こういう形の法のつくりになったというふうに私は聞いていますが、よろしいんですかね。

そういう形で方針が大きく変わっていると。一番大きいのは、従来は、そういう困った方たちに対して指導をしていた。要するに、上から目線でそういう生活をしてはいけないという、成人として認めていない感じだったんですけども、今度はそうではなくて、その方々の主体性というか、御意見なり判断を生かして、その上で支援というふうに、何とかできないかというふうに持っていつているような法律でございます。

DV法に関係するものも、きっとそれに関わるんですね。

○事務局 はい。

○会長 そういう形で、これまでの売春防止法というものが持っていた、ある種の家父長制的な、上から目線の価値観みたいなものから、女性が抱える困難、DVにせよ、売買春にせよ、そういう問題が、あるいは性暴力にせよ、そういう問題に今回直面したり、そのほかいろんな、もう困難を抱えることはいっぱいあるので、いろいろなんですけれども、全部入っているんですけども、そういう方々が十分な支援を受けられるようにという形のほうに変えたということだそうです。

精神はそうなんですけれどもね。それがうまくいくかどうかは全てこれからの区のほうの体制とか、都のほうの方向性とか、国の法の改正を受けてどういうふうに対応していくかということにも大きく依存しているということなので、ぜひ、いい方向になるように動いていてくれるといいと思うんですが、そのために必要なことで何か御意見とか御質問とかがありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょう。

こんな形でここには報告が来るんですね。どんな検討をしているというふうな報告が上がるので、そのとき皆様に御意見をいただきたいということで関わると思います。

○副会長 イメージの作業部会のところに関係所管実務者があるんですけれども、これは係長級で何人ぐらいの方が参加されているかということと、例えば多文化共生担当係長が入っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 回答いたします。

検討会のそれぞれの所管の係長級に参加いただくことになっております。人数としましては最終的に、出そろっていない部分もあるんですが、19人の担当係長の出席になります。ただし、作業部会の中でテーマが絞られてきたときには、そのテーマに関連するところにまた集約しての検討、作業をしていきたいと考えております。

○会長 直接は多文化共生に関わるようなところを……。

○事務局 大変恐縮ですが、多文化共生の担当係長については今回は御参加はいただいけません。メンバーとしましては、生活保護、障害、高齢、精神保健、健康づくり、母子保健、児童相談所等の福祉所管及び雇用促進の関係の経済産業部、居住支援、教育というようなメンバーになっております。

○副会長 そうすると、困難な問題を抱える女性には外国人は含まれないということになりますか。

○事務局 外国人の方もすべからく含まれているというふうに、法律のほうで明記しております。

○副会長 分かりました。

○会長 法律のほうは、困難を抱える女性というのは外国籍の方であっても、十分その対象になるんですけれども、担当所管ということでは、今、入っていないということだそうです。入ったほうがいいですかね。

○副会長 テーマによっては入ったほうがいい場合もあるのかなと思いました。

○会長 今後いろいろ検討される中で必要だということであるかもしれませんが、ちょっと頭の中に入れていただいて、必要ならば御参加いただけるような体制をつくっていただくのも大事ななと思っております。問題によっては外国籍の女性が大変多いと。困っている方の中にね。そういう場合もございますので。そうすると、それぞれ御専門のいろいろな、それこそ在留許可とか、そういう問題が非常に大きな意味を持つてしまうこともあるんですね。困難の中で。それがあつた種の脅しになつて、言うことを聞かざるを得ないとか、そういうことも起きますので。

というのは、これまでの経緯で大変大きな問題で、日本社会はずつと外国人女性の方々をトラフィッキングという、借金をカタにして、ここで働かせるという形での売買春をやつて、国際的に大問題になつたことなんですね。それについてはかなり警察が動いて改善されてきましたけれども、その現状がどうなつてゐるかとか、そういう問題については、やはりこれからもずっと見ていかなきゃならないし、国際的にもそうなんですね。売買春つて、やっぱり外国籍の方が大変多いんですよ。どこの国でもね。なぜかそうなんです。そういうのがありますので、ちょっといろいろと、この困難を抱えた女性というのは、もちろん売買春だけじゃなくて、いろいろな困難を抱えた方なんです、そういう中でも外国籍の方が経済的困難とか、居住上の問題とか、DVとかに困られてゐるという話はよく聞きますので、そういう現状があつたら、ぜひお願いいたしますという御意見でした。

あと、いかがでしょう。そういうことでも結構です。こういう方々はこの法の対象になるんですかとか、そういうことでも結構ですが。よろしいですか。

それでは、報告事項③に進ませていただきます。報告事項③は、男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施についてでございます。

このことにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 私からは男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施についてということで、資料6を御覧ください。

こちらにつきましては、昨年度、審議会でもお示しさせていただきました、また、現在部会でも協議をさせてゐる案件ではございますが、今年度、改選後初めての審議会ということもございまして、改めまして御報告させていただきます。

こちらは、趣旨といたしましては、平成29年3月に策定しました世田谷区第二次男女共同参画プランに基づきまして、1人1人の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能

力を十分発揮できる男女共同社会の実現を目指して各施策に取り組んでおります。また、社会情勢の変化ですとか法制度の変更などに的確に対応するために、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする世田谷区第二次男女共同参画プランの後期計画を策定しております。現在、多様な取組を推進しているところでございます。

この施策の推進に当たりましては、区の意識や女性の置かれている実態を総合的に把握し、具体的な施策検討や今後のプラン策定、先ほどもございましたけれども、（仮称）第三次男女共同参画プランの策定を進める上での基礎資料とするために、定期的に区民の意識と実態についての調査を実施しております。こちらは5年に1回の実施をしております。前回実施は令和元年度となっております。令和6年度の調査については以下のとおり実施を予定しております。

2の調査の概要でございます。調査方法ですが、調査用紙郵送による調査（返信用封筒同封）ということで、回答につきましては二次元コードをつけまして、郵送回答、ウェブによる回答、併用できるといった立てつけで行っていきたいと考えております。

調査対象ですが、住民基本台帳より無作為抽出した18歳以上の区民。

標本数です。郵送調査3000人、内訳、日本国籍2910人、外国籍の方90人ということで考えております。また、外国籍の方に関しましてはルビ付き日本語、また、英語の案内文と調査票をセットで送付するというを考えてございます。

（4）の調査期間です。こちらは令和6年11月からを予定してございます。

調査項目でございますけれども、こちらは事務局で案を作成の上、今、男女共同参画推進部会でも昨年度から引き続き御協議いただいておりますが、こちらで報告し、御意見、協議いただくということを考えておりまして、調査数は45項目程度考えてございます。

調査票の印刷・封入・集計・分析については、入札による委託を行う予定でございます。

3、調査設問に関しましては、実態調査は5年に1回の実施ですので、経年比較というところでの調査を基本としておりますが、前回調査39問を継続しまして、新たに4問程度を追加したいというふうに事務局では考えてございます。

修正する設問についてなんですけれども、まず、性的マイノリティについてというところで、性的マイノリティの方々を守る啓発や施策について必要だと思うかという内容につきまして、より具体的な啓発、施策等は何かを調査したいという観点から、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会になるために何が必要だと思いますかという問い方に修正

をしたいと、今、協議をさせていただいてございます。

(2)新たに追加する設問といたしましては、こちらは主に内閣府の報告書等を踏まえまして、例えば男性の生きづらさについてですとか、また、この間のコロナ禍を経た社会変容の状況ですとか、また、ジェンダー主流化等の設問を追加したいと考えております。

4、スケジュールに関しましては以下のとおりとなっておりますが、6月下旬、8月上旬の男女共同参画推進部会で検討をさせていただきながら、9月に対象者を抽出、10月の審議会で報告をさせていただきまして、11月に開始するといった内容の予定になってございます。令和7年2月になりますけれども、ここを目途に、この推進審議会に調査結果を報告させていただきながら、こちらで現物もお示しできればと考えてございます。

私からの説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

このことについて、今の御説明についての御質問、御意見ございますでしょうか。

これは多文化共生の方々にも、もう既に議題になっていましたかね。

○事務局 一度、審議会のほうで概要については入れさせていただいております。

○会長 では、もうそのことは御存じですね。そして、そういう調査があると。これまでもやっていて、5年ごとにやっている調査をまたやりますよということで、今、検討中でございます。

その検討の過程なども、ちょっとまとめていただきましたが、男女共同参画部会のほうではこれは何回か議題になって、いろいろ御意見が出て、なかなか難しいなという、調査項目をつくるのは難しいなみたいな御意見もかなり出たと思っておりますが、何か御質問等ございますでしょうか。

性的マイノリティの方に対する調査という項目の作り方が、従来の男女共同参画に関連するような調査票の中で男性、女性というのは出てくるんですけども、そういうものをどういうふうに扱うかというのはとても難しくて、どうしようなんていうのは結構議論したりしているんですけども、社会常識とポリティカル・コレクトネス、P Cとの間のすり合わせですね。ポリティカル・コレクトネスで、P Cで行きたいんだけど、社会常識みたいなものがあって、分かりやすい調査票じゃないと調査ができないというような、その辺の悩みが男女共同参画部会のほうでの御意見でいろいろ出ておりました。

今後は、そのあたりも含めまして、もうちょっと詰めていきたいと思いますが、先ほどお話にありましたように、男性の望んでいない、望んでいればいいんですが、孤独と孤立

という問題とか、コロナ禍ということに関連しての設問やジェンダー主流化に関連するような設問等々、いろいろ考えてはいるんですが、まだ決まっておりません。もし何かございましたら。

あと、または、多文化共生のほうで、これは大丈夫ですかね。外国籍の方への調査票はもちろんお配りすることになります。これはちゃんとサンプリングというんですか。無作為抽出いたしますので、その方々にお配りするんですが、そのときどういう調査票になるかということ。ルビ付き日本語及び英語の案内文と調査票という形のあれが出ておりますが、そういうことでよろしいか等の御意見がございましたら、お願いいたします。

○加藤委員 質問項目、内容については後日検討する機会があるということですが、技術的なことだけ確認させていただきたいんですけれども、前回、5年前の調査の報告書を見ますと、前回もウェブ調査という名前でやられた部分があるんですが、これは郵送調査とウェブ調査は別物だと理解してしまして、ウェブ調査のほうは質問項目も違うと。ちょっと試しにやってみたという感じだったと思うんですが、今回は郵送調査と別立てでウェブ調査というのはなくて、郵送される調査用紙と全く同じ内容をバーコードか何かでネット上で、ウェブでも回答できるようにして、両方合わせて集計して分析するというやり方になるということでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。そのとおりでございます。紙の用紙で送付させていただきまして、そこにQRコードをつけさせていただいて、郵送での回答、ウェブでの回答、両方可とするといったことを考えてございます。

○会長 よろしいでしょうか。前とはちょっと違うんですね。

全体のときは若い方の調査結果、データが落ちちゃうんですね。あまり返してくださらないというので、そこを何とか補うために、ウェブで若い方の御意見をということで、ちょっとそういうことをやらせていただいたんですけれども、サンプリングしているわけではないので非常に違う形なんですね。調査方法が違う結果をまとめることはできないような形での調査になっておりましたが、今度は同じ調査をウェブでも回答できる。つまり郵送しないでQRコードで見れば、それで自分で押せばそれで終わりという形での回答もできるというふうにすることで、その部分の、要するに手間暇があるからやめようというところを何とか抑えられるかなという感じですかね。

何かインセンティブの話はあったんですけど。回答していただくために何かあげようみたいな。

○事務局 よろしいですか。

当初ウェブ回答という考えもあったんですが、回収率の向上ということで、例えば郵送回答していただくときに、回収をしていただきたいので、世田谷区ですとか、らぶらすと印字されたボールペンなどをインセンティブとして入れて、それをやろうとしたんですが、部会でもいろいろ御意見もいただきましたし、こちらでも検討した結果、あまりコストパフォーマンスに見合わないんじゃないのかなという判断がございまして、こういった結論に至ってございます。

○会長 分かりました。インセンティブなしだそうでございます。

いかがでしょう。いろいろ今とても、こういう調査は難しくなっているんですね。意識調査とか実態調査。回答してくださる方が減ってきていまして、非常に難しいという状況ですので、何とか少しでも回収率を上げたいというふうな、いろいろな御意見を出していただいております。もしそういうのもありましたらお願いしますが、いかがでしょう。

よろしいですか。

○副会長 外国籍者はルビ付き日本語及び英語ということで、これは前回の報告書にもこのように表記されているので、前回は踏襲しているのかなと思うんですけども、ルビ付き日本語よりは、やさしい日本語のほうが外国人区民の方にとっては分かりやすいかと思います。今回もルビ付き日本語にしたのは、前回踏襲ということでしょうか。

○事務局 そのとおりでございます。ただ、今、御意見いただきましたので、そちらのほうも勘案しながら、よりブラッシュアップしていきたいと思います。ありがとうございます。

○会長 やさしい日本語だと調査票が同じにはならないですね。言葉は違ってしまいうんですね。その辺の、これが同じ調査票の答えであるというふうに言えるかどうかあたりが、少々難しいということが、ルビ付きなら読み方を変えるだけです。つけるだけです、同じ調査票の結果だと言えるんですが、やさしくすることで全く語意が、質問が同じかというあたりの判断が難しいのかなと思います。

○副会長 その辺は御検討いただければと思います。、世田谷区は2017年に「多言語表記及び情報発信の手引き」を作成していて、私はその作成委員会の委員だったんですけども、そこではやさしい日本語の活用を強調されているので、御参考にしていただければと思います。

○会長 どうもありがとうございました。よろしく御参考にしていただければと思います。

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。報告事項、今の件、よろしいですか。

そうしましたら、報告事項④に進ませていただきます。報告事項④は「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる対応状況についてでございます。このことについて事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、御報告させていただきます。資料7について御報告させていただきます。

こちらなんですけれども、こちらは昨年度から引き続き、この間、委員の皆様、区議会等からいただきました御意見や課題に対しまして、第二次男女共同参画プラン後期計画の基本目標である1から4、推進体制の方策1から3についての諸課題を項目ごとにまとめさせていただきまして、その対応状況を記載した資料でございます。お時間の関係もございますが、基本目標ごとに主立った事柄について御報告させていただきたいと思います。

まず、1ページ目の基本目標Ⅰ、あらゆる分野における女性活躍推進です。こちらのプランの課題1、固定的な性別役割分担意識の解消につきまして、ご意見・課題等の2つ目の取組名称でございますが、教育分野への働きかけという中で、らぷらすで実施しております学校出前講座というものがございます。こちらは昨年から中学校だけではなく、小学校にも間口を広げておりまして、実績のとおり性的マイノリティ理解ですとか、アサーティブな関係づくり等、想定を上回る出前講座を実施することができました。この出前講座につきましては、学校の認知度、また関心も高まってきておりますので、引き続き普及啓発を続けてまいりたいと思っております。

また、2ページ目になりますけれども、こちらは女性の就労に係る情報発信というところですが、お手元に資料を配付させていただいておりますが、黄色い冊子ですね。こちらなんですけれども、こちらは今まで片折りのパンフレットで、ある程度簡素化的なものであったんですけれども、こちらは区の関係機関ですとかホームページの情報を盛り込む冊子にしておりまして、それぞれのステージに応じて項目を分けて、また、相談先を整理してございます。前回よりかはすごい分かりやすくなっているかなというところで、情報収集できるように工夫してございます。後ほどゆっくり参考に御覧いただければと思います。

続きまして、戻りまして、3 ページ目の基本目標Ⅱ、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進でございますけれども、こちらはプランの課題4 の取組み名称、区内事業者への働きかけです。こちらですが、仕事と家庭の両立が可能な働き方ですとか、女性の活躍推進に積極的な事業者を募集、検証し、企業の意識啓発を進めることを目的に、男女共同参画先進事業者表彰を実施しました。また、他方で事業者向けにもワーク・ライフ・バランスの推進や、ハラスメントの防止ですとか、多様性の尊重について区をはじめ都、国など取組をまとめたパンフレットも作成いたしました。こちらは先進事業者表彰の取組に加えまして、らぶらすの企業向け講座で、こうしたパンフレットも活用しながらさらなる働きかけを行ってまいりたいと思っております。

続きまして、4 ページ目になるんですけれども、基本目標Ⅲの暴力やハラスメントのない社会の構築につきましては、近年増加し続けているDV被害に対しまして、引き続き支援の充実を図っていくとともに、プラン課題7 の2 番目の取組み名称ですが、男性DV被害者に対する相談対象の拡充を行いました。らぶらすで実施しています現在の男性電話相談に加えまして、今年度、LINE相談の導入もする予定でございます。

続きまして、6 ページ目の基本目標Ⅳ、多様性を認め合い、尊厳をもって生きることが出来る社会の構築ですけれども、ちょうど6 ページの中段の下あたりになりますけれども、区内事業者の同性パートナーのいる職員処遇の平等、LGBTQへのハラスメント禁止規定の整備に向けた取組に関しまして、現在、区内事業者の性的マイノリティに関する理解、取組について、少しでもできるところから着手していただけるような、区内事業者が分かりやすいガイドラインの作成に向けて現在準備をしているところでございます。

続きまして、8 ページ目を御覧ください。こちらは、8 ページ目、最後のページですけれども、推進体制、男女共同参画社会の実現に向けた方策では、先ほども御報告させていただきましたが、3 の取組み名称「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備、また、6 の取組み名称にございます、基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析としまして、次期プランに向けた区民意識調査を行ってまいります。

こちらにつきまして、私からは以上となります。

○会長 それでは、これにつきまして、御説明について御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

いろいろな施策、課題についてどういうふうに対応しているということが、かなり細か

く載っておりますが、それぞれどんな施策なのかとか、こういう施策、これでいいのか等でも結構だと思います。いかがでしょうか。

○上杉委員 このプランのところで聞いていいのか、ちょっとあれなんですけれども、性的マイノリティの取組について、多様な性への理解促進と支援というのがありますが、最近報道もされましたが、住民票の同性パートナーの続柄を事実婚の男女、カップルと同じようにしている自治体が出てきていて、それは私もすごいびっくりしましたが、とてもよい取組だと私は思っています。

世田谷区においても、かなり事実婚の男女と同じように同性パートナーを扱うという取組は、すごい進んでいると認識しておりますし、パートナーシップ制度とか性的マイノリティの取組についてはもちろん、全国の中で先進的な自治体だと認識しているんですが、その点については何か御検討なさっているところはあるのでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。新聞などで報道されたと思うんですが。

○事務局 ありがとうございます。

長崎県の大村市の件だと存じますが、区のほうで区民の声というものがございまして、そういった御意見を何件かいただいております。その中で、いろいろな、もちろん世田谷区もパートナーシップ条例を日本で初めて開始した自治体でもございますし、いろいろ検討しているところではあるんですが、また一方で、国の方針というか、考えみたいなのも見聞しているものですから、そこは今、協議中でございます。

○会長 だそうでございますが、協議中ということだそうです。

よろしいですか。何か御意見ございますか。

○上杉委員 地方自治体が行える事務の範囲とか、その辺、いろいろあると思うんですが、住民票の続柄の取扱いというのは、自治体において結構裁量はあるというような認識でいるんですけれども、それはそういうふうでよろしいのでしょうか。

○事務局 今、世田谷区の住民票の続柄の記載で申し上げますと、同居人というふうに書いてあるところもありますけれども、縁故者という表記にしております。今のところ、そういったところが世田谷区の状況でございます。

○上杉委員 同居人よりは縁故者のほうがいいとは思いますが、縁故者というのもすごく、男女の事実婚のカップルであれば縁故者にする人もいるのかもしれませんが、未届けの妻、未届けの夫というのが通常だと思いますので、なるべく前向きに検討していただければいいのかなと思っています。

○会長 今の件でも結構ですし、ほかのことでも結構です。いかがでしょうか。

よろしいですか。御意見ございますか。

○土屋委員 大変恐れ入ります。

今、御説明いただきました資料の最後、8ページの一番最後の方策3の一番最後の行、基本計画の成果指標と男女共同参画プランの多岐にわたる施策との関連性の分析につきまして少し伺いたいんですけれども、今後の取組みといたしまして、区民意識・実態調査の設問の検討を進めるということで御記載いただいておりますかと思うんですが、この関連性の分析と言いましたときに、具体的に設問を検討するところと関連性の分析でどのような関係性があるのかという、具体なところを少し伺えたら、ありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 このままでは分からない。そのとおりですね。お願いします。

○事務局 ありがとうございます。

こちらは、令和9年度に施行を予定しています第三次男女共同参画プランの基礎資料として、区民意識・実態調査を行うところなんですけど、また来年度に企業向けに関しまして実態調査を行いまして、また、それに合わせまして職員に対する意識調査等も行う予定でございます。そういった面からも、そのときの社会の情勢等を勘案しまして分析を行うと申しますか、要は、これ1本ではなく複合的、多面的な面から分析を行っていく、そういった方向性でございます。ちょっと分かりづらい記載で申し訳ございません。

○会長 成果指標の中に意識調査とか企業調査とかに関わるような数値が結構入っているんですよね。

○事務局 はい。

○会長 それの結果が今度の調査でまた出てくるので、前の成果指標、前の調査との比較で、それが上がっているのか、下がっているのか等の分析を行うことで、その関連性というんですかね。多岐にわたる施策と、ほかの関連性等の分析もできるというようなことで、どうも調査のことが挙がっているようですが、このままでは分からないんですよね。ここに書いていただけではね。

複雑に入り組んでいて、成果指標というのが割と、調査によって得られるような項目が多いんですよ。それじゃないと分からないという。この前よりよくなっている、悪くなっているという意識なんかの。例えば、男女共同参画に対して賛成だみたいな人が増えているのか、減っているのかとか、そういうことが意識調査などで分かるわけで、それらのこ

とで施策、意識啓発とかがうまくいっているかどうか等の評価というものも、それで初めて分かるということになるので。ということで関連なんですね。

○生活文化政策部長 基本計画、今年度スタートしましたがけれども、アウトプットとアウトカムと両方の指標を求められています。今まではアウトカムという名前はなかったんですけれども、これらについては区民の皆さんがどう感じているか等々を指標としているものですから、区がこれだけやりましたということではなくて、その結果どうだったのかということのを伺っていかなければいけないので、試行的に、これのアンケート等を使えたらいいかなと思っています。その辺も意識しながらこの調査を実施していきたい、こういう趣旨でございます。書き方が悪かったかなと思います。ありがとうございます。

○会長 大変重要なことだと思います。よく計画の中で、どれだけ区がやるかみたいなことばかり、何かやりました、すごいですみたいな。それで終わりというのはあるんですけれども、それだけではやはり本当に社会が求める方向に動いているかどうか分からないというところで、こういう調査結果を十分に生かしてということですね。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

○日暮委員 御説明ありがとうございました。

1 ページ目の教育分野への働きかけというところで出前講座のご説明をいただきましたが、これについて、例えば教職員の方が希望して講座を開いたとか、何か向こうから要望があって実施したということなのか、聞かせていただければ幸いです。

○事務局 ありがとうございます。

結論から申し上げますと、学校のほうからオファーというか、御連絡をいただきまして実施したものです。これは毎年度、副校長会ですとか校長会に周知に行っておりまして、それで徐々に広がりを見せているのかなといった所感を持っております。

○男女共同参画センター館長 すみません。加えさせていただきます。

こちらの学校さんのほうなんですけれども、学校の先生方の勉強会で呼んでいただいたことがあります。養護の先生たちが小学生にどうやって性的マイノリティのことを理解させていくのかというところで、1年生から6年生までのプログラムを組むために、ぜひこういう勉強会、勉強したいということで幾つか行かせていただきました。

あと、こちらに子育てサポーターとあるんですけれども、これも児童館とか子育て支援に関わる周りの大人たちが、そういう子たちがいるときに自分たちがどう接したらいいの

かというところの不安感もありまして、性的マイノリティについてお話を聞きたいということで、こちらも勉強会でさせていただいたことがあります。

あと、児童生徒さんに向けての講演会の中で先生たちも一緒に参加をすることもあるんですけども、プラス、昨年度はそれが終わってから教職員と保護者だけ残って、そこで講師とのやり取りをして、さらに質問形式で理解を深めていただいたこともありました。

○日暮委員 ありがとうございます。ぜひそうした取組が広まっていければよいと考えております。ありがとうございます。

○池田委員 4 ページなんですけれども、男性相談というんでしょうかね。男性面談が今されているんですけれども、これは証明書の発行を目的としているので、いわゆる相談というのとは若干違うかなと思っておりまして、今、電話相談が実施されていて、この後、LINEとかメールによる相談が追加検討中ということなんですけれども、少し拡充していくというのは必要もあるでしょうし、いい方向かなというふうに思っています。

男性の面談、いわゆる悩み相談の面談も、たしか前回のときにも申し上げたかもしれませんが、ちょっと検討していただけるといいのかなと思います。男性のDV被害の問題があるので、安易に同じ場所で面談というのは難しいかなと思うんですけれども、男性も結構深刻にいろんな悩みを抱えていたり、また、私も紹介したいなと思うときに、なかなかまだ少ないので、ニーズとしては結構あるのではないかなと思うので、ぜひ引き続き検討していただければいいかなと思いました。

それから、もう1つ質問なんですけれども、性暴力被害の場合に、犯罪被害者等支援のほうと女性支援のほうと、どんなふうに性暴力被害の場合は、窓口なり対応なりが切り分けられていく方向で考えられているのかなというのが、つまり、性犯罪に全てがなるわけではないと思うので、それはどんなふうに、今度、犯罪被害者のほうの窓口ができて、そこで犯罪被害者は相談できると思うんですけれども、性暴力を広くしたときに、どこがどんなふうに今考えられているんでしょうか。

○事務局 今まさに犯罪被害者支援の関係で相談窓口を立ち上げております。これはもう令和3年6月から専門員と専用ダイヤル、専用相談室を設けてやっているんですが、まず、うちの犯罪被害者支援の相談窓口は犯罪被害の届出をした、しないにかかわらず受け付けております。そうした中で、相談を受けているうちに、一時的には犯罪被害者支援の相談窓口に来られた場合であったとしても、話を聞いていく中で適切な支援機関なり相談機関につないでいく形になろうかと思っています。

○池田委員 そうすると、入り口としては、例えば女性相談とかに入ってきて、どちらに入ってきたとしても受けていく。受けて必要なところにつないでいく。そんなふうになるということでしょうかね。

○事務局 まさに連携をしてつないでいくということになります。

○会長 よろしいでしょうか。そういうことでよろしいですか。

いろいろな相談……。相談者のほうは、ここと決めるんじゃないくて、いろんなところに相談します。でも、相談内容によって適切なところにつなぐというような連携ができているというふうに考えればよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

よろしければ、次の報告事項⑤に進みたいと思います。こちらは「世田谷区第二次多文化共生プラン」についてでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○文化・国際課長 それでは、私のほうから「世田谷区第二次多文化共生プラン」につきまして御説明させていただきます。

こちらのプランにつきましては、昨年度、本審議会により計画の考え方につきまして答申を頂戴いたしました。ありがとうございました。答申を踏まえまして、令和6年3月に冊子に仕上げ、皆様に郵送させていただきました。それでこちらのプランのほうをお届けしているところでございます。今回、改めてプランの概要につきまして御報告させていただきたいと思います。

それでは、資料8を御覧ください。

資料8でございますが、まず、1、計画策定の趣旨・背景でございます。こちらの計画につきましては、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例の9条に定めます、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画という位置づけで、世田谷区多文化共生プランを作成してございます。プランの計画期間は5年間でございますが、まず、第一次のこちらの多文化共生プランの計画期間中には、コロナというようなこともございましたし、在留外国人の数の増加、また、多国籍化、入管法の改正など多文化共生を取り巻く社会的状況が大きく変化してございました。こうした社会状況に対応すべく、このたび令和6年度から9年度まで4年間の計画といたしまして、世田谷区第二次多文化共生プランを作成した次第でございます。

次に、計画の基本理念でございます。こちらは「誰もが参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」ということで、第一次の多文

化共生プランを引き継ぐ形で基本理念を掲げてございます。

次に、計画の基本方針、重点施策及び方向性でございます。

まず、計画の基本方針につきましては、3点表記させていただいております。こちらにつきましても、前計画を引き続き、こちらの基本方針に据えてございます。ただ、順番が、1と2を変更してございます。

まず、1つ目でございます。誰もが安心して暮らせるまちの実現。重点としては生活基盤の充実となっております。こちらにつきましては、言語や文化の違いによる生活上の不便や不安を解消できるように、多言語、やさしい日本語での情報提供、また、日本語学習の支援をはじめとした生活全般にわたっての支援を行ってございます。こちらの取組事例につきましては記載のとおりでございます。先ほど山脇委員からも御指摘がございましたが、やさしい日本語の普及にも努めてまいりたいと考えております。

2番目に、地域社会における活躍の推進。重点といたしましては地域活動への参加促進でございます。施策の方向性につきましては、外国人等が地域社会の一員として様々な活動に参加し、貢献できるように、外国人自らが地域課題を捉え、参画する機会をつくるということでございます。具体的には、取組例で国際メッセなどの事業、または外国人ボランティア活動の機会の拡充などを挙げさせていただいております。

3点目でございます。多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消でございます。重点といたしましては、多様な文化を受け入れる意識の醸成でございます。施策の方向性でございます。誰もが参加しやすい多様な文化についての理解を深める機会をつくるとともに、人権に関する意識の醸成等を通じ、外国人等への偏見や差別の解消を目指してまいります。取組例といたしましては、多文化理解講座の実施、また、国際活動団体への支援等でございます。

続きまして、右手になりますが、数値目標でございます。こちらにつきましては、前回のプランで掲げました数値目標を、実態に即しまして記載のとおり、それぞれ下げてございます。こちらの数値目標の把握につきましては、多文化共生の推進に向けた数値目標、こちらについては世田谷区民意識調査、また、重点施策②と③に基づく数値目標につきましても区民意識調査のほうで捉えてまいります。また、外国人アンケートの調査につきましては、外国人の生活基盤が充実していると思う区民の割合、また、外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合、こちらで捉えてまいりたいと思っております。

続きまして、計画の推進体制でございます。こちらは国際化推進組織と、条例に基づく

区長の附属機関、こちらがそれぞれの推進機関となつてございますが、それぞれ諮問、答申という形でやり取りをさせていただきながら、協力、連携をして、こちらのプランを進めてまいりたいと思います。

また、6に進行管理を記載させてございますが、こちらの進行管理につきましては、毎年度実績調査を行い、進捗状況を把握してまいります。また、その結果につきましては国際化推進委員会、これは世田谷区の委員会でございますが、こちらに検証した上で、こちらの審議会のほうに報告いたしまして、必要に応じて見直しを行ってまいります。

私からの御説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

今の御説明についての御質問、御意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。プランの概要について伺いました。いかがでしょうか。よろしいですか。意識調査とか外国人アンケート調査等の数値目標が、これからの数値目標として掲げられています。

○副会長 御説明ありがとうございました。

推進体制のところの国際化推進委員会と国際化推進協議会がどう違うのかということと、あと、右側の右下に関係団体と関係機関というふうに出ているんですが、これもどのような使い分けをしているのか、教えていただければと思います。

○文化・国際課長 それでは、推進の組織でございますが、国際化推進委員会につきましては、副区長を委員長といたしまして、部長級職員をメンバーとした会議体でございます。これは庁内の会議体です。また、国際化推進協議会につきましても庁内の会議体でございます。こちらは、どちらかといいますと課長級をメンバーにしました会議体でございます。

もう1点の御質問をもう一度確認……。

○副会長 関係団体と関係機関の違いです。

○文化・国際課長 関係団体につきましては、条例の第4条に基づきまして、多文化共生施策の実施に当たって連携する団体といたしまして、一応、今のところ区民、事業者、大学、市民活動団体、大使館などの機関と、あと東京都を想定してございます。

○副会長 関係機関のほうは。

○文化・国際課長 関係機関につきましては、区が掲げます多文化共生の理念に理解を深めます区の施策に積極的に協力してくださる方ということで、今のところ国籍、民族など、そういったものを配慮いたしまして、全ての人が多様な生き方ができるように選出し

たいと思っております。

○副会長 選出する関係機関ですか。例えばどんな機関……。

○事務局 多文化共生に関して御協力いただける事業者ということで、選出ということではないんですけれども、そういった事業者がいましたら連携していくということで書いております。

○副会長 この資料は誰に向けた資料になりますか。

○文化・国際課長 こちらの資料については、こちらのプランから抜粋しておりまして、そういう意味では誰に向けたということだと、要は、世田谷区のほうから区民、また、本日は皆様に向けておりますが、区民の方、対外的な方に向けた資料というふうに考えております。

○副会長 区役所の皆さんはよく御存知なことかもしれませんが、より広く区民にこのプランを知っていただくことが趣旨だとすると、ちょっと説明不足のような印象を受けました。

○文化・国際課長 大変すみませんでした。具体的な関係機関等につきましては、いろいろ調整する中で決めていくものだと思っております、先ほど選出という言い方をしてしまいましたが、その事案によって、また御相談させていただきながら決めさせていただくというふうに考えてございます。

○生活文化政策部長 私のほうから補足させていただきます。

この実施に当たっては、区民、事業者、大学、市民活動団体、大使館等のほか、東京都あるいは他の地方公共団体、これらの関係機関という位置づけでございます。具体的などころはまだあれですけれども、外部機関、区としては大体、計画の中では団体とか機関とか。機関というのは大体行政機関のことを申すわけですけれども、そうしたところを参考にしながら連携して取り組んでいきたいという趣旨でございます。

例えば札幌市でも、かなり国際に関しての部分では進んだ取組もしていますので、そういったところも参考にしながら、また、横浜市との連携をさせていただくことがあれば、そういったところでございます。

○副会長 今、御説明いただいて、よく分かりました。その上で、スペースの都合はあると思いますが、役所の人以外だと、この資料を見ても、そこまで読み込むのが難しいと思うので、もう少し情報を補足していただくとよいのかなと思いました。

○生活文化政策部長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。

御指摘いただきまして、私もよく分からないと思いました。世田谷区と書いてあるから、恐らく世田谷区の組織だろうと思いましたが、今お話があった部長級とか課長級とかというのは分からないですね。そういうものが名前だけであると、何だろうなと思ったりましたので、分かりやすい資料のつくりをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項⑥は「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」第11条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和5年度）についてでございます。

このことについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御報告させていただきます。

資料9「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進するための条例」第11条に基づく区長への申立て等の状況及び今後の課題について（令和5年度）について報告させていただきます。

まず、区長への申立ての件数及び概要ですが、令和5年度につきましては区長への申立てが1件ございました。こちらなんですけれども、昨年度、審議会、部会でも御報告させていただきましたけれども、昨年9月に、らぷらすで実施しました離婚をめぐる法律・制度活用講座におきまして、講師から不適切な行為を助長するような発言があったといった御意見をいただいたという案件でございます。

この申立事項の概要なんですけれども、大きく2つございまして、1点目は、この講座により指南どおりに財産隠しをし、受講者の相手方から法的ペナルティを課せられた受講者からの損害賠償請求として区が訴えられるなどのリスクが生じるために、区から講師に事実関係の聴取、公表を求めるということが1点目ございまして、2点目なんですけれども、女性限定の離婚講座の実施を見送り、今年度まで受講した方が不正な財産分与逃れを実行していないか区による調査、公表を求める、そういった内容の申立てが区民からございました。

次に、裏面でございます。こちらは裏面なんですけれども、申立ての結果通知の概要でございます。調査等の結果としましては、まず、①ですけれども、講座の前提としまして、相対的に担当所管が行うDV等相談業務の中で、件数、実績を見ますと、女性が困難な状況に陥る事態が非常に高い。そういったところで女性のみとして実施をした。特にD

Vですとか経済的搾取に苦しむ女性の積極的な参加を促すために、類似した境遇の参加者同士という安心感の下で講座の参加に踏み切る気持ちを起こさせる受講環境を整え、実施しているとしております。

②に関しましては、講師の事実確認という点で記載してございます。講座内での一部不適切な行為を助長する発言があったとの御指摘を受けまして、既に講師には事実確認について聴取済みであり、講義で取り上げた事例や具体的内容は区の公式見解ではなく、その発言については講師から謝罪を受けているというのが②でございます。

③については、区の対応でございますけれども、講師からの事実確認を受けて、この苦情申立てを受けずとも、すぐに事後対応と周知について誤った理解があってはならないことから、講座を実施したらぶらすのホームページにて、受講生から連絡をいただいて、正しい内容の説明と謝罪をしていただく旨、周知をしております。こちらに関しましては、受講生から、らぶらすに連絡をいただくという対応をしてございますが、現状として受講生がDV被害を受けており、常に加害者からの監視下に置かれている状況は十分に考慮したためということから、こういった対応をいたしました。

主訴の2つ目の、過去に受講した受講生に対しての調査を求めるといった回答というところでございますけれども、こちらは④で記載してございまして、こちらは条例の逐条解説にもございますけれども、1年以上前に発生した事案調査等で困難であること、また、講座の性質上、匿名を可能として受付をしていることですとか、講義内容の発言記録が存在していないこともありまして調査が困難である。そして、受講生が不正な財産分与逃れを実行したかどうかについて、区として調査する権限、受講生に回答する義務もないということで調査等の結果を出しております。しかしながら、多数の方から御意見をいただいておりますので、そこは真摯に受け止めたいという理由から、措置の内容としましては、次年度以降の講座運営に当たっては性別等の区別なく、例えばオンライン上での参加者の顔が見えない環境とした講義ですとか、男女を区別して、それぞれニーズや実情に即した講義を行う講座設定、そういったところの是正を行っていくとしております。

今、現段階では男女ともにオンラインを使用した講座設定を考えておりまして、今年度の講座に向けて今現在も検討中でございます。今現在はそこまで決まっております。

こちらは、苦情処理委員会の諮問については調査等の結果、措置の内容を踏まえて、区としては①から④の調査結果を踏まえて、講座是正に向けた方向性が既に示されているため、委員会への諮問は非該当とすることになりました。

なお、本件については苦情処理委員会へ諮問とならない案件ではございましたが、委員への共有はさせていただいてございます。

続きまして、3ページ目ですけれども、こちらは区長への申立ての件数の推移を載せてございます。令和5年度はこの件数が1件という状況になっています。

3の課題と検討状況につきましては、(1)周知の仕方、(2)手続きの簡便化、(3)公平性、透明性の向上とございますとおり、周知方法、手続の分かりやすさ、また、公平性、透明性の向上といった観点から、現在課題に対して検討を進めております。

裏面には、その詳細な内容を載せておりますが、参考に後ほど検討状況を御確認いただければと思っております。

私からは以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。

今の説明についての御質問、御意見ございますでしょうか。

これは、何回かもう既に出ていることではございますが、このような形で対応したということと、苦情処理につきまして出た、これまでの計画という形で進めている、今こういう形で検討しているという御報告です。よろしいでしょうか。

よろしければ先に移らせていただきます。

それでは、最後になりますが、次第6、今後の予定に進ませていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料10を御覧ください。こちらは世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び各部会の年間予定表、令和6年度でございます。本日、6月4日、審議会を皮切りにしまして、6月25日に男女共同参画推進部会を行わせていただく予定でございます。協議予定案件につきましては次期プラン策定に向けた区民意識調査の調査事項検討について、報告予定案件については令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取り組み状況報告書(案)について、男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等にかかる対応状況についてです。

7月には第1回の多文化共生推進部会を開催予定でございまして、協議予定案件に関しましては令和5年度世田谷区多文化共生プラン取り組み状況報告書(案)について、報告案件といたしまして世田谷区内在住外国人の状況について、令和5年度クロッシングせたがやの事業報告について、第二次多文化共生プランの新規事業について、外国人アンケート調査の実施についてを予定させていただいております。

8月以降は今後調整中の予定となっておりますが、御覧のと通りのスケジュールで現在予定を考えておりますので、またどうぞよろしく、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日、一番最後に第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会についての意見集約票をつけさせていただきました。こちらですね。今日なかなか、最初のところですか、報告の案件がタイトになっている関係で、また、御意見がしたかったのにできなかったという方もいらっしゃるかと存じますので、ぜひこちらのほうをお使いいただきまして、こちらのほうに御連絡いただければと思っております。

私からは以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまのスケジュール、意見集約票につきまして御質問、御意見ございますでしょうか。ございませんか。大丈夫ですか。

それでは、本日の予定案件は全て終了いたしました。全体を通じて御意見等、御質問等ありましたらお願いいたします。

○事務局 すみません。先ほどの、この意見集約票の補足をさせてください。

これは添付ではなくて、メールに直接入力いただいても結構ですので、どうぞ、どしどしと御意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 だそうでございます。そのまま意見をいただいても全く構わないということでございますが、ほかにございますでしょうか。

よろしければ、それでは、この後の進行は事務局のほうにお返ししたいと思います。お願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 会長、委員の皆様、活発な御意見どうもありがとうございました。

最後に、今後の直近の予定につきまして改めて御連絡をいたします。まず、6月25日、火曜日に第1回男女共同参画推進部会を午後6時から開催いたします。また、7月18日、木曜日に、今度は第1回の多文化共生推進部会を午後2時から開催いたします。また、8月には第2回の男女共同参画推進部会の開催を予定しておりますが、日程につきましては改めて調整の御連絡をさせていただきます。

また、第2回審議会でございますが、こちらは10月頃を次回開催予定としております。こちらにつきましても、時期が近づいてまいりましたら改めて日程調整の御連絡をさせて

いただきます。

いろいろと予定がございますけれども、皆様、お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これで全てのスケジュールを終わりましたので、令和6年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会いたします。皆様、本日はありがとうございました。

午後7時55分閉会